

## 進歩性判断時に先行技術文献の機械翻訳文の品質が問題となった EPO 審決

2015年01月19日

特許業務法人

**HARAKENZO**  
**WORLD PATENT & TRADEMARK**

(旧称：特許業務法人原謙三国際特許事務所)

### 1. はじめに

EPO は、2013 年 12 月 17 日の時点で機械翻訳サービスである”Patent translate”（無料オンライン特許文献データベースの”espacenet”上で英語との間で特許文献の翻訳が可能）において、合計 32 言語の機械翻訳サービスの提供を実現しました。これにより、EU 加盟国の各言語、日本語、中国語、ロシア語等の各言語と英語との間で機械翻訳が可能となりました。このように入手可能な機械翻訳は、EPO における審査部による実体審査にも利用されています。

一方、EPO の異議申立等の手続において、証拠書類が公用語以外の言語で記載されているものである場合、一般に、正確さを期すために、通常は、機械語翻訳ではなく手翻訳された翻訳文が提出されます。

本件においては、審査部による審査段階で、日本語の先行技術文献が複数引用され、これらの翻訳文として機械翻訳文が Official Action に添付されていました。このような場合、実体審査等の手続において、どのような問題が生じるかを示す審決例を以下に説明します。

### 【全 5 頁】

本件記事に関し、後続するさらなる詳細情報の知得をご希望されるお客様は、下記の担当者までご連絡くださいますよう、お願い申し上げます。  
ご不明点・ご質問等がございましたら、遠慮なくお問い合わせ下さい。

【連絡先】特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK

外国専門部長 : 新井 孝政 (大阪本部在籍)

外国専門部長代理 : 岡部 泰隆 (大阪本部在籍)

TEL : 06 - 6351 - 4384 (代表)

E-Mail : [iplaw-osk@harakenzo.com](mailto:iplaw-osk@harakenzo.com)

【無断複製・転載禁止】

当サイトの掲載物は著作権法で保護されています。無断複製や転載は固くお断りいたします。  
特許業務法人 HARAKENZO WORLD PATENT & TRADEMARK, All rights reserved.